

## 第4章 人権施策の推進体制と進行管理

### 1 人権施策の推進体制

#### 1-1 計画の推進に対する考え方

計画の推進にあたっては、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、「羽曳野市人権施策推進本部」を中心に、関係部署と連携しながら施策の推進を図ります。

また、本市のすべての施策や業務の推進にあたって関係部署においては、本基本方針及び基本計画の趣旨を十分に踏まえ、各種施策を積極的に実施し、人権を尊重するという意識を持って取り組むことが重要です。さらに、計画の推進にあたっては、市民や市民団体、企業・事業所、各種団体との連携を図っていきます。

今後も、施策を推進していく職員の人権意識のさらなる向上を図るとともに、人権の視点から現状の様々な施策や業務の点検、評価を行いながら人権尊重を基盤とした施策を展開し、業務を遂行してまいります。

#### 1-2 効果的な人権教育・啓発に向けた調査研究の推進

人権課題の把握や整理、人権啓発に向けた施策の実施決定等に活用するため、アンケートの手法を研究し実施します。「市民アンケート」を実施した際は、その結果を市ウェブサイト等で広く市民に公表します。

また、体系的な人権啓発のための研修のあり方について研究を進め、体験型・交流型・参加型学習の検討と導入に努めます。

### 2 人権施策の進行管理

本基本方針及び基本計画に掲げた施策が効果的に推進できるよう進捗状況を管理するとともに、「羽曳野市人権施策推進本部」及び同幹事会において取り組み状況を把握し、定期的に点検することで、適切な進行管理を行います。

また、人権に関わる問題は常にその時々々の社会情勢を踏まえた対応を図ることが重要であり、新たに発生する人権課題への対応も求められます。国及び大阪府の施策動向や、関連法、方針・計画などとの整合を図るとともに、羽曳野市総合基本計画や各種個別方針・計画とも整合を図りながら、「羽曳野市人権審議会」の開催などを通じて、様々な視点から幅広い意見聴取を行います。さらに、それぞれの人権課題について、その実態を把握することや市民の人権意識の定期的な調査を実施していきます。

そのような取り組みを通じて、人権啓発をはじめとする人権施策や事業の課題の把握、効果の検証などを実施し、人権施策や事業への反映と、「人権施策基本方針及び基本計画」の定期的な評価、また計画の中間年には見直しを行い、計画の実効性が高まるよう努めます。